

栃木県県営住宅（矢板・大田原地区）の管理に関する協定（案）

栃木県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和〇（〇〇〇〇）年〇月〇〇日付け栃木県指令〇〇第〇〇号による指定管理者の指定に基づく管理運営業務について、栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年栃木県条例第4号。以下「通則条例」という。）第6条の規定に基づき、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、栃木県県営住宅（矢板・大田原地区）（以下「県営住宅」という。）を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（趣旨の尊重等）

第2条 乙は、県営住宅の設置目的、指定管理者の指定の意義及び管理運営業務の実施に当たって求められる公共性及び公平性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（指定管理業務）

第3条 甲は、栃木県県営住宅条例（平成9年栃木県条例第1号。以下「条例」という。）第32条の規定に基づき、次に掲げる業務を乙に行わせる。

- （1） 県営住宅及び共同施設等の維持管理に関する業務
- （2） 県営住宅及び共同施設等の運営に関する業務
- （3） 前二号に掲げる業務に附帯する業務
- （4） 前各号に掲げる業務のほか、指定管理者が県営住宅の管理上必要と認める業務のうち知事のみの権限に属するものを除く業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別添「栃木県県営住宅（矢板・大田原地区）管理運営業務仕様書」に定めるとおりとする。

（指定期間）

第4条 乙が、県営住宅の指定管理者として、前条第1項各号に掲げる業務を行う期間は、令和8（2026）年4月1日から令和13（2031）年3月31日までとする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、この限りではない。

2 管理運営業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（善管注意義務）

第5条 乙は関係法令及び本協定の定めるところに従うほか、甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、善良なる管理者の注意をもって、県営住宅を常に良好な状態に管理する義務を負うものとする。

（業務の実施）

第6条 乙は、関係法令、条例、本協定等のほか、公募要領及び公募時に提出した事業計画書に従って管理運営業務を実施するものとする。

2 本協定、公募要領等及び公募時に提出された事業計画書の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、公募要領、公募時に提出された事業計画書の順にその解釈が優先されるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、公募時に提出された事業計画書で指定管理業務に関する「栃木県県営住宅（矢板・大田原地区）管理運営業務仕様書」を上回る水準が提案されている場合は、当該事業計画書に示された水準によるものとする。

(委託料)

第7条 指定管理業務に対する委託料の額は、次のとおりとする。

令和8(2026)年度(令和8(2026)年4月1日～令和9(2027)年3月31日)	91,300,000円
(うち消費税額及び地方消費税の額	8,300,000円)
令和9(2027)年度(令和9(2027)年4月1日～令和10(2028)年3月31日)	91,300,000円
(うち消費税額及び地方消費税の額	8,300,000円)
令和10(2028)年度(令和10(2028)年4月1日～令和11(2029)年3月31日)	91,300,000円
(うち消費税額及び地方消費税の額	8,300,000円)
令和11(2029)年度(令和11(2029)年4月1日～令和12(2030)年3月31日)	91,300,000円
(うち消費税額及び地方消費税の額	8,300,000円)
令和12(2030)年度(令和12(2030)年4月1日～令和13(2031)年3月31日)	91,300,000円
(うち消費税額及び地方消費税の額	8,300,000円)

2 委託料の支払いは、別記1「支払計画書」に従い、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。

(指定管理料の精算)

第8条 乙は、指定期間の終了に際し、委託料のうち修繕費に余剰金が生じたときは、指定期間終了後45日以内に当該余剰金を甲に返還しなければならない。

(委託料の額の変更)

第9条 委託料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(家賃等)

第10条 利用者が納付する県営住宅の家賃及び割増賃料並びに県営住宅敷地内の駐車場の使用料(以下「家賃等」という。)は、甲の収入とする。

2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、甲は家賃等の徴収事務を乙に委託するものとする。

3 乙は、利用者から徴収した家賃等については、県の指定する口座に速やかに払い込むものとする。

(管理の基準)

第11条 乙が行う県営住宅の管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法、公営住宅法、公営住宅法施行令、条例、栃木県県営住宅条例施行規則、個人情報保護法、栃木県情報公開条例等関係法令に基づいた管理を行う。
- (2) 別添「栃木県県営住宅(矢板・大田原地区)管理運営業務仕様書」により管理を行う。
- (3) 施設及び設備は、定期的保守点検を行い、その記録を作成すること。
- (4) 施設、設備及び物品の維持管理を適切に行い、必要な修繕は速やかに行うこと。
- (5) 施設、設備及び物品を滅失し、又は施設、設備及び物品の重要な箇所をき損したときは、速やかに甲に報告すること。
- (6) 施設又は施設利用者に災害が生じたときは、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告すること。
- (7) 建物の改築、構築物の新設等又は機械装置の新設等、県営住宅の現状を変更しようとする

きは、あらかじめ甲と協議し、承認を受けること。

- (8) 防災、防犯その他不測の事態への対応等についてマニュアルを作成し、職員に周知徹底すること。
- (9) 指定管理業務に係る収入及び支出は、乙の他の口座とは別の口座で管理すること。
- (10) 指定管理業務に係る会計処理は、乙の他の事業から区分して経理すること。
- (11) 指定管理業務に係る会計書類は、各会計年度の終了後、5年間保存すること。
- (12) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報は、第24条に定めるところにより適正に取り扱うこと。
- (13) その他適正な管理を行うため甲が必要と認める事項を遵守すること。

(総括責任者の配置)

第12条 乙は、乙の職員のうちから指定管理業務に関する総括責任者を配置し、当該責任者の住所、氏名その他必要な事項を甲に報告しなければならない。当該責任者に係る事項を変更したときも、同様とする。

(利益供与に関する指導)

第13条 乙は、乙の職員その他乙の指揮命令下にある者が、指定管理業務の執行に関連して、県営住宅の利用者等から利益の供与を受けることがないよう、必要な指導を徹底するものとする。

(開業準備)

第14条 乙は、指定管理業務を開始する日に先立ち、別添「栃木県県営住宅（矢板・大田原地区）管理運営業務仕様書」にある地域に事務所等を設置し県営住宅管理システムが稼働できるようにしなければならない。また、管理運営業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

(年度別事業計画書等)

第15条 乙は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの各年度ごとに、あらかじめ次に掲げる内容を記載した年度別事業計画書を作成し、令和8（2026）年度分については本協定の締結後速やかに、令和9（2027）年度以降は各年度の前の年度の2月末日までに甲に提出するものとする。

- (1) 管理執行体制
 - (2) 事業計画
 - (3) 指定管理業務に係る当該年度の収支予算案
 - (4) その他甲が必要と認める事項
- 2 甲は、前項の規定により提出された事業計画書について必要があると認められるときは、乙に対してその変更を指示することができる。
- 3 乙は、指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していることを明らかにするため、毎年度の決算が確定した時点で速やかに通則条例第4条第5号に定める書類（法人でない団体についてはこれに準ずる書類）を甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、甲の承認を得なければ、甲に提出した事業計画書を変更することができない。

(定期報告)

第16条 乙は、毎月25日までに前月の状況として甲に指定された業務に関する報告書を甲に報告するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第17条 乙は、毎年度終了後（法第244条の2第5項の規定による指定を受けた期間が1年以内であ

った場合においては、当該指定を受けた期間の満了後）原則として60日以内に、県営住宅に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、年度の中途において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間において管理の業務の全部又は一部の停止を命じられたときは、指定を取り消され、又は年度末を含む期間において管理の業務の全部又は一部の停止を命じられた日から起算して30日以内に、当該年度分として、指定を取り消され、又は年度末を含む期間において管理の業務の全部又は一部の停止を命じられた日までの間の事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

- (1) 県営住宅の管理業務の実績
- (2) 県営住宅の利用状況
- (3) 県営住宅の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、県営住宅の管理の実態を把握するために甲が必要と認める事項

(自己評価制度)

第18条 乙は、県営住宅の効果的・効率的な管理及びサービスの向上の観点から、指定管理者としての管理運営について、毎年度、利用者の満足度を踏まえた自己評価を実施して、その報告書を前条本文の事業報告書とともに甲に提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第19条 甲は、法第244条の2第10項の規定に基づき、県営住宅の管理の適正を期するために、乙に対して、第11条に定める管理の基準に従って行われるべき当該指定管理業務及びその経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

- 2 甲は、第17条に定める事業報告書及び前条の自己評価の報告書の点検並びに実地の調査の結果を踏まえ、乙による管理運営状況の評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 3 前項に規定する評価の具体的な実施方法は、甲が別に定める。

(地位の承継等の制限)

第20条 乙は、指定管理者の地位を第三者に承継させ、又は、指定管理者としての権利について譲渡、担保権の設定、その他の処分をしてはならない。

(委託等の禁止)

第21条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、当該業務の全部又は主要な部分（別添「栃木県県営住宅（矢板・大田原地区）管理運営業務仕様書」において定める業務をいう。）を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、指定管理業務の一部（前項に規定する主要な部分を除く。以下同じ。）を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 3 前項の場合において、乙は、第三者との間で締結した契約書の写しその他必要な資料を甲に提出しなければならない。
- 4 乙が指定管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、全て乙の責任及び費用において行うものとし、指定管理業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、全て、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(譲渡等の禁止)

第22条 乙は、県営住宅の施設、設備及び物品を第三者に譲渡し、転貸し、又は賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定してはならない。

(文書の管理・保存)

第23条 乙は、指定管理業務の執行に当たり作成し、又は取得した文書等（図画及び電磁的記録を含む。以下同じ。）については、別記2「文書管理上の留意事項」に基づき、適正に管理・保存しなければならない。

(個人情報の保護)

第24条 乙は、指定管理業務の遂行に当たり、個人情報の取扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(秘密保持義務)

第25条 乙は、乙の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）若しくは指定管理業務に従事している者又はこれらの者であった者が、指定管理業務に関し知り得た秘密（個人情報を除く。）を漏らし、又は自己の利益のために使用しないよう必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、指定管理業務の一部を第三者に委託する場合には、当該第三者に対しても秘密の保持を義務づけるものとする。

(情報公開)

第26条 乙は、指定管理業務の執行に当たり作成し、又は取得した文書等であって、乙が保有しているものの公開については、乙が定める情報公開規程等により行うものとする。

2 前項の情報公開規程等を定めるに当たっては、乙は、甲と協議するものとする。当該情報公開規程等を変更する場合も同様とする。

3 乙は、公の施設の管理に関する経営状況等の公表を行うものとする。

(環境への配慮)

第27条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、次のとおり環境への配慮に留意するものとする。

(1) 電気、ガス、水等の使用量削減に向けた取組を進め、省エネルギーの徹底と二酸化炭素等温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルの推進や適正処理を図ること。

(2) 資源採取から廃棄に至る物品等のライフサイクル全体について環境負荷の低減に配慮した物品等の調達に努めること。

(リスク分担)

第28条 指定管理業務に関するリスク分担については、別記4「リスク分担表」のとおりとする。

2 前項に定める事項について疑義がある場合又は前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、甲乙両方で協議の上リスク分担を決定する。

(施設、設備及び物品の使用)

第29条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、甲の所有に属する県営住宅の施設、設備及び物品を使用することができる。

(施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分)

第30条 施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分については、別記5「施設の改築及び修繕等の実施区分」のとおりとする。

2 乙は、県営住宅の建物、構築物、機械装置又は工具器具備品について、改築、新設、修繕その他

の現状変更が必要と認められるときは、あらかじめ甲と協議しなければならない。

（緊急時の対応）

第31条 指定の期間中、指定管理業務の執行に関連して事故、災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。

（第三者の損害の負担）

第32条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、乙の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

2 乙は、乙が行う県営住宅の管理に瑕疵があったことにより、利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

3 前2項の場合における乙の責任分担の割合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

4 前項の場合において、乙の行為又は管理により生じた損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙が負担するものとする。

（原状回復）

第33条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、自己の責に帰すべき事由により施設、設備又は物品を滅失し、又はき損したときは、速やかに原状に回復しなければならない。

2 甲は、乙が正当な理由がなく前項に規定する原状に回復する義務を怠ったときは、乙に代わって原状に回復するために適当な処置を行うことができる。この場合において、乙は、甲の処置に要した費用を負担しなければならない。

（指定管理業務の継続が困難となった場合の措置等）

第34条 乙は、次案の規定に該当するなど、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかにその旨を甲に申し出なければならない。

2 乙の責めに帰すべき事由により、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、甲は、乙に対して必要な指示を行い、又は改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

3 不可抗力その他甲又は乙の責めに帰することができない事由により指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、甲と乙は、指定管理業務の継続の可否について協議するものとする。

（指定の取消し等）

第35条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずる。

（1） 法人その他の団体が倒産（解散）したとき。

（2） 財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難であると認められるとき。

（3） 本協定の事項に関して重大な違反をしたと認められるとき。

（4） 法の規定による監査を拒否又は妨害したと認められるとき。

（5） 個人情報の保護に関する取扱いに関して重大な欠陥があると認められるとき。

（6） 関係法令、条例又は規則に関して重大な違反をしたと認められるとき。

（7） 乙が、公募に際して虚偽の記載をし、若しくは申立てをしたと認められるとき、又は組織的な違法行為を行った場合等、指定管理業務を行わせておくことが社会通念上著しく不相当と判断されるとき。

（8） その他乙に指定管理業務を行わせておくことが適当でないと認められるとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、法第244条の2第10項の規定により、必要な指示を行い、指示に従わないときは、同条第11項の規定により、指定を取消し又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 公募要領に定める応募資格を失ったと認められるとき。
- (2) 財務状況が悪化し、管理運営業務の履行に影響があると認められるとき。
- (3) 本協定の事項に関して違反をしたと認められるとき。
- (4) 個人情報の保護に関する取扱いが不適切であると認められるとき。
- (5) 関係法令、条例又は規則に関して違反したと認められるとき。
- (6) その他指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(委託料の返還)

第36条 乙は、前条の規定により指定を取り消されたとき、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、甲の請求により委託料の全部又は一部を返還しなければならない。

(損害賠償等)

第37条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、法第244条の2第11項の規定により指定の取消し等をされた場合において、甲に損失が生じたときは、その損失を補填しなければならない。

(施設等の引渡し)

第38条 乙は、指定管理者の指定の期間が満了し指定管理者として管理を行わなくなったとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、県営住宅の施設、設備及び物品を甲の指定する期日までに、通則条例第9条の規定に従い原状に回復した上で甲に引き渡さなければならない。

2 甲は、乙が正当な理由がなく前項に規定する原状に回復する義務を怠ったときは、乙に代わって原状に回復するための適当な処置を行うことができる。この場合において、乙は、甲の処置に要した費用を負担しなければならない。

(指定管理業務の引継ぎ)

第39条 乙は、指定管理者の指定の期間が満了した後、又は法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定が取り消された後において、県営住宅の運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、後任の指定管理者等に対して業務の引継ぎを実施するものとする。なお、引継ぎの方法等については、別途協議するものとする。

2 乙は、前項に規定する引継ぎに要する乙の費用を負担するものとする。

(協定の改定)

第40条 本協定の締結後、法令の改廃、不可抗力その他特別な事情が生じたときは、甲、乙協議して、本協定を改定することができる。

(公の施設の廃止)

第41条 甲は、第4条の規定による指定期間にかかわらず、県営住宅を公の施設として廃止することができる。

2 前項の公の施設の廃止により乙に生じた損害又は損失に係る費用については、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則とし、甲及び乙の協議により決定するものとする。

(信義則)

第42条 甲と乙は信義を重んじ、誠実に本協定を遵守しなければならない。

(管轄裁判所)

第43条 本協定に関する訴訟の提起は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(協定の費用)

第44条 本協定の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の解決)

第45条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項で必要があるときは、甲、乙協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和(〇〇〇〇)年 月 日

甲

乙

別記 1

支払計画書

栃木県県営住宅（矢板・大田原地区）の管理に関する協定第 7 条第 2 項に規定する各年度の委託料の支払いについては、下記の支払い月にそれぞれ定める金額を支払うものとする。

令和 8（2026）年度	委託料 91,300,000円	支払い月	支払い額
		令和 8（2026）年 4 月	22,825,000円
		令和 8（2026）年 7 月	22,825,000円
		令和 8（2026）年10月	22,825,000円
		令和 9（2027）年 1 月	22,825,000円
令和 9（2027）年度	委託料 91,300,000円	支払い月	支払い額
		令和 9（2027）年 4 月	22,825,000円
		令和 9（2027）年 7 月	22,825,000円
		令和 9（2027）年10月	22,825,000円
		令和10（2028）年 1 月	22,825,000円
令和10（2028）年度	委託料 91,300,000円	支払い月	支払い額
		令和10（2028）年 4 月	22,825,000円
		令和10（2028）年 7 月	22,825,000円
		令和10（2028）年10月	22,825,000円
		令和11（2029）年 1 月	22,825,000円
令和11（2029）年度	委託料 91,300,000円	支払い月	支払い額
		令和11（2029）年 4 月	22,825,000円
		令和11（2029）年 7 月	22,825,000円
		令和11（2029）年10月	22,825,000円
		令和12（2030）年 1 月	22,825,000円
令和12（2030）年度	委託料 91,300,000円	支払い月	支払い額
		令和12（2030）年 4 月	22,825,000円
		令和12（2030）年 7 月	22,825,000円
		令和12（2030）年10月	22,825,000円
		令和13（2031）年 1 月	22,825,000円

別記 2

文書管理上の留意事項

（基本的事項）

第 1 乙は、その業務に従事している者が文書等を取り扱う際には、適正かつ円滑に処理し、散逸、汚損等のないようにするとともに、常にその所在及び処理の経過を明らかにしておくよう必要な措置を講じなければならない。

（文書等の管理基準等）

第 2 乙は、文書等を適正に管理するため、甲と協議の上、文書等の管理及び整理などに関して、当該業務の性質、内容等に基づく文書等の管理基準を定めなければならない。

（文書等の保存期間）

第 3 処理が完結した文書等（以下「完結文書」という。）の保存年限は、栃木県文書等管理規則（平成13年栃木県規則第17号）別表に準じて定めるものとする。

（文書等の廃棄の手続）

第 4 乙は、甲の承認を得た上で、保存年限が到来した完結文書を廃棄するものとする。なお、完結文書の廃棄は、文書等の内容、媒体等に応じて、適正かつ確実な方法により行うものとする。

（文書等の引継ぎ）

第 5 乙は、指定管理者の指定期間が満了した後、又は法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定が取り消された後には、保存年限が到来していない完結文書又は甲の指示したものを甲又は甲の指定するものに引継がなければならない。

別記 3

個人情報取扱特記事項

乙が指定管理業務を通じて取得する個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の取扱いについては、この個人情報取扱特記事項によらなければならない。

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、指定管理業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、指定管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。当該指定の期間が満了したとき、又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた後においても、同様とする。

（従事者の監督等）

第3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかななければならない。

2 乙は、指定管理業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、指定管理業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても指定管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に必要な事項を周知しなければならない。

（収集の制限）

第4 乙は、指定管理業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、指定管理業務に関して知り得た個人情報を指定管理業務の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第6 乙は、指定管理業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（作業場所の特定等）

第7 乙は、指定管理業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、指定管理業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、当該指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、指定管理業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報記録された資料等を、直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第10 乙は、当該指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、甲の指示に従い、指定管理業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、消去、焼却、シュレッダー等による裁断等当該個人情報が第三者の利用に供されることのない方法により、直ちに消去し、又は廃棄し、若しくは甲又は甲の指示するものに引き渡すものとする。

2 前項の場合において、乙が正当な理由がなく指定された期限内に個人情報等を消去若しくは廃棄せず、又は引き渡ししないときは、甲は、乙に代わって当該個人情報等を消去若しくは廃棄し、又は回収することができる。この場合においては、乙は、甲の消去若しくは廃棄又は回収について異議を申し出ることができず、また、甲の消去若しくは廃棄又は回収に要した費用を負担しなければならない。

(再委託)

第11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、指定管理業務に係る個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者(以下「再委託先」という。)に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先に指定管理業務に係る一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(苦情処理)

第12 乙は、指定管理業務に係る個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 乙は、苦情を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに、適宜、処理経過を報告しなければならない。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、指定管理業務に関して、個人情報の漏えい、滅失及び毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第 14 甲は、必要があると認めるときは、乙が指定管理業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

第 15 甲は、乙が指定管理業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(損害賠償)

第 16 甲は、乙が特記事項に違反したことにより甲に損害が発生したと認めるときは、損害賠償の請求をすることができるものとする。

リスク分担表

No.	種 類	内 容	負 担 者	
			甲	乙
1	物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
		施設の管理運営に著しい影響を及ぼすもの	○	
2	金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
3	周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
		施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
		上記以外	○	
4	法令の変更	当該施設の管理、運営にのみ影響を及ぼす法令変更	○	
		上記以外		○
5	税制度の変更	当該施設の管理、運営にのみ影響を及ぼす税制変更	○	
		消費税の増加、減少、廃止等に伴う委託料の増加・減少	○	
		消費税の増加、減少、廃止等に伴う納付金の増加・減少		○
		上記以外		○
6	政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
7	不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
8	書類の誤り	仕様書等県が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
		事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
9	支払い遅延	経費の支払い遅延（県→指定管理者）によって生じた事由	○	
		経費の支払い遅延（指定管理者→業者）によって生じた事由		○
10	施設・設備の損傷	「施設の改築及び修繕等の実施区分」による		
11	第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより第三者に損害を与えた場合		○
		上記以外の理由により第三者に損害を与えた場合	○	
12	セキュリティ	管理不備による事故等の発生		○
13	個人情報の漏えい			○
14	事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

施設の改築及び修繕等の実施区分

区分	項 目	実施区分		実施区分の考え方
		甲	乙	
建物	改築又は大規模修繕 資本的支出及び見積額 100万円以上の修繕	○		建築基準法施行令第1条に規定する「構造耐力上主要な部分」については、所有者である甲が管理すべきものであるため、必要に応じて甲が行う。
	見積額100万円未満の修繕		○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
構築物	新設等			基本的に構築物での新設等は考えていないが、必要に応じ甲乙で協議する。
	資本的支出及び見積額100 万円以上の修繕	○		
	見積額100万円未満の修繕		○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
機械装置	新設等			基本的に機械装置単独での新設等は考えていないが、必要に応じ甲乙で協議する。
	資本的支出及び見積額100 万円以上の修繕	○		
	見積額100万円未満の修繕		○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
工具器具 備品	購 入	○		公の施設の維持管理として必要と認められる備品の購入は、甲が実施する。
			○	営業としての集客力向上の為などに要する備品の購入は、乙が実施する。
	資本的支出となる修繕	○		県の所有する備品に限る
	上記以外の修繕		○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
上記以外の建物、構築物、機械装置、 工具器具備品の改築・改造等			○	乙が委託料以外の費用により、サービスの向上や効率的な管理運営のため、改築等した部分についての権利を将来にわたって主張しないことが条件。

【基本的考え方】

- 原則として、本来の効用持続年数を維持するために必要な限度の維持補修（小修繕：見積額 100 万円未満のもの等）は、施設の管理に付随するものであるため、乙が実施し、それ以外は甲が実施する。
ただし、指定管理者からの申し出があり、かつ、県の承認を得た場合、200 万円未満の修繕については、指定管理者が実施可能とする。
- 乙は、建物の改築又は修繕、構築物の新設等又は修繕、機械装置の新設等又は修繕及び備品の購入等に当たっては、原則としてあらかじめ甲と協議し、承認を受けなければならない。
- 修繕等の費用の負担者は実施区分と同様とする。ただし、天災その他不可抗力による建物等の損壊復旧に係る費用の負担については、甲と乙で協議する。
- 「備品」とは、その形質又は形状を変えず、長期間継続して使用及び保存をすることができるもので、取得価額又は評価額が 10 万円以上のものをいう。